

役員・評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城南福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（評議員選任・解任委員の外部委員を含む。）の報酬に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席したときは、報酬として1万円を支給する。

(報酬総額)

第4条 各会計年度当たりの役員及び評議員の報酬総額は、以下の額を超えない額とする。

- (1) 役員 600,000円
- (2) 評議員 500,000円

(支給日)

第5条 報酬は、3月15日（支給日が銀行休日日の場合は、前営業日）に支払う。

(適用除外)

第6条 理事長及び業務執行理事は、この規程を適用しない。

(改 正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。